

反公害／環境運動で見落とされてきた再生産労働

——苅北石炭火力発電所建設反対運動を事例として

Invisible Reproductive Labor in Environmental Struggles:
Reihoku's Anti-Coal Plant Movement Revisited through a Feminist Perspective

嶽本新奈（お茶の水女子大学）

Niina Takemoto (Ochanomizu University)

Abstract

This article examines the overlooked role of reproductive labor in anti-pollution and environmental movements, focusing on local resistance to the construction of a coal-fired power plant in Reihoku Town, Amakusa District, Kumamoto Prefecture in the 1970s and 1980s. Farmers, fishers, and civic actors were at the center of the movement, which included initiatives such as the Amakusa Environmental Conference and an administrative lawsuit to revoke a public water reclamation permit. The article highlights the forms of labor that sustained both the environment and the movement--specifically the ecological care practices of diving fishers and the unpaid, gendered labor of women who prepared food and organized support for gatherings--and highlights how these labor practices remained invisible.

Despite their foundational role in sustaining local ecologies and grassroots organizing, these practices have been excluded not only from legal and policy frameworks but also from the historical narratives of the movements themselves. By rethinking these practices as reproductive labor, the article offers new insights into the intersection of feminist economics and environmental movements, and proposes a reimagining of anti-pollution and environmental movements that centers the significance of care, sustainability, and everyday labor.

キーワード

反公害／環境運動、天草環境会議、大型電源開発、再生産労働

はじめに

本稿は、日本フェミニスト経済学会 2024 年度大会共通論題のテーマであった「フェミニスト経済学とエコロジー——人間と環境のウェルビーイングを模索する」について反公害／環境運動を対象に検討するものである⁽¹⁾。フェミニズム経済学は、資本主義の外部に「自然」や「女性」が位置づけられてきたことに対してこれまでも批判をしてきた。大会の趣旨説明では、自然環境が「主流の経済学知のなかではシステムの外部に無尽蔵にあるものとみなされ」、これに接続する「生存維持活動（サブシステム）や再生産領域の問題もまた、システムの外部にとらえられ、そのなかで女性たちの労働一身体は不可視化されてきた」⁽²⁾と説明されている。この趣旨文の問題意識と視点を反公害／環境運動の事例に即して検討したら何がみえてくるだろうか。

とりあげる対象は、熊本県天草郡苓北町の石炭火力発電所（以下、苓北火電と記す）建設に反対した地元の農民、漁民、市民や、日本各地の環境運動家や大学に籍を置く研究者が集った運動である。以下、第 1 節で苓北火電建設と反対運動の歴史を概観し、第 2 節では反対運動をきっかけとして苓北の地で開催された天草環境会議で採択された宣言と、海の埋め立て免許の取消を求めた公有水面埋立免許取消請求訴訟のロジックを確認する。第 3 節では、当時発行されていた通信に連載された潜水漁業者と、みかん農家でかつ環境会議の裏方をする女の記述に見過ごされてきた再生産労働が語られていることを指摘したい。

次節で経緯を具体的にみていく前にまずは苓北火電建設計画が出てきた背景を簡単におさえておきたい。日本では 1973 年の第一次オイルショック後に石油代替エネルギーの必要性が認識され、その代替エネルギーとして原子力、石炭、LNG ガス（液化天然ガス）が挙げられた。石炭火力発電所が実際に推進されていったのは第二次オイルショック後の 70 年代後半であった。1977 年 5 月に IEA の石炭に関する行動原則の採択、同年 6 月の東京サミットでの各国石油輸入目標量の決定などで石油代替エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策を各国に義務づけようとする国際的な動きが具体化し、日本もこの流れの中で石油に代わる石炭の利用拡大、石油火力発電所にかわる石炭火力発電所の建設計画が推進されていくことになった。本稿で対象とする苓北町の石炭火力発電所建設問題とはこの流れの中から出てきたものである（苓北火電訴訟原告団 1988：64-66）。

1 荘北火力発電所建設と反対運動の歴史

九州電力（以下、九電と記す）が熊本県に非公式に火力発電所建設の打診をしたのは1977年であった。その年の9月に熊本県の沢田一精知事は建設候補地を天草の荘北町と発表した。天草諸島は63年から離島振興対策実施地域に指定されていたが、66年に天草五橋の架橋によって天草と九州本土が陸路で結ばれることになった。その後、日本政府は77年に離島振興法の適用基準を見直し、架橋された地域は離島とみなさないという方針を決定し、天草の主要地域は82年に離島振興法の適用除外となつた。こうした背景のもと、脱石油を目指して石炭火力発電所を建設したい九電と、離島振興法の適用除外となる予測のなか地元の炭鉱が相次いで閉山したことで先行きの不安を抱えていた荘北町との思惑が一致したことで建設候補地として荘北町が浮上した（中島1984:251）。

天草の炭鉱についてはあまり知られていないが、実は良質な無煙炭が採れることで有名であった。その質の良さは1895年に海軍の航海実験の結果にも表れている（坂岡1984:120）。採掘量こそ少なかったものの天草の炭鉱事業は1975年まで細々と続き、そのため天草におけるじん肺患者の割合は日本国内でも突出して高いものであった。荘北火電建設への反対は天草の第一次産業への影響や環境破壊への懸念とともに、80年代に1,000人にも及ぶじん肺認定患者が生活をする天草において、石炭火電による大気汚染も深刻な問題として受け止められていた。83年10月当時、火電稼働予定地の荘北町には302人のじん肺認定患者が生活をしていた（高戸1984:113）。

そのような土地柄にもかかわらず荘北町の西海岸にあたる白木尾海岸沖を埋め立てその上に火電を建設する計画は進んでいく。79年には資源エネルギー庁による海域調査が始まり、80年1月に九電は火電建設計画の概要を発表する。概要には82年に着工し、87~88年に運転開始予定とされていた（寺崎1984:209-210）。これに反対するために80年7月に「荘北火電建設に反対する連絡会議」（寺崎幸男議長）が結成され、8月には荘北町漁協内部で「一坪の漁場を守る会」（松野重幸代表）が反対を表明した。しかし、12月に九電は熊本県と荘北町に対して正式に建設を申し入れし、浜崎昌弘荘北町町長は公式に建設受け入れを表明した（寺崎1984:210）。

火電建設のために海を埋め立てることによってまず影響を受けるのはその海で漁をする漁師である。漁師には都道府県知事の免許を受けて取得する「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」⁽³⁾である漁業権が保障されているため、九電がまず腐心したのもその漁業権を放棄させることであった。九電側は81年2月に荘北町漁協に漁業補償案として30億8,606万円という額を提示し漁業権放棄を迫り、翌反公害／環境運動で見落とされてきた再生産労働

月には熊本県知事が20%増の36億6,700万円という額を提示し、同じく漁業権放棄を促した。しかし、苓北町漁協は同月に開催した臨時総会で漁業権放棄を拒否するという決議を採択した。

こうした九電や熊本県、苓北町が建設を推し進めようとする中で、地元の漁師や農家を含めた住民たちが集い「苓北火電に反対する町民の会」（以後、町民の会と記す）が発足し、その後この町民の会が反対運動の中心となっていく。会長となった松本豊秋は夫婦でみかん農園を営んでいたが、以前は炭鉱で働いていたため重度のじん肺患者でもあった。8月2日には松本が中心となって苓北町農協臨時総会でも火電建設反対の決議がなされた。漁協と農協それぞれから総意として火電建設反対の意思表示がなされたのである。

農協での火電反対決議は松本が反対運動の中でもっとも重要と考えていたものであつた。農家人口が四割を占める苓北町の農協で反対決議を採択できたならば、町民の合意を必要とする火電建設の条件を満たさず、建設阻止へつながると考えていたからである。また反対決議を機に農協を中心とした反対運動の気運が盛り上がるとも考えていた。しかしこの期待は裏切られ、農協側は反対決議こそしたものその決議は農協を拘束するものではないとの見解によって、浜崎町長に反対決議の報告がなされたのみにとどまった（立石 1984:215-216）。

さらに苓北町町議会は漁協と農協の反対決議にもかかわらず、8月17日に火電建設推進同意の強行採決に踏み切った。反対派の動きを封じるためにその場には警察が待機していた。警察権力を導入しての町議会の強引な採決に町民の会会長であった松本豊秋は同日抗議のハンガーストライキに入り、じん肺を患っていた松本はハンスト6日目に容態が急変し、59歳で帰らぬ人となった。ストライキの最初からすでに死を覚悟しての行動だったという（立石 1984:213-214）。

松本の死は反対派の人々の結束を強め⁽⁴⁾、町民の会は9月から苓北町の浜崎町長に対してリコール請求を行うための署名活動をはじめ、農家によるトラクターデモが行われた。しかしこの手続きを進めているなかで、一度は漁業権放棄を拒否した苓北町漁協臨時総会で漁業権放棄が賛成217、反対55で成立してしまう。さっそく苓北町は翌月に九電へ建設同意書を提出した。これに対して町民の会では集まった町長リコール請求署名を10月に選挙管理対策委員会に提出し、また代表12名で当時の環境庁長官である鯨岡兵輔に火電反対の陳情を行った。11月には町長リコールの告示がなされ12月に投票が行われたが、賛成3377、反対3475、無効77という結果となり98票差でリコールは成立しなかった（寺崎 1984:211）。この間にも苓北火電計画は電源開発調整審議会⁽⁵⁾

で承認され、九電、熊本県、苓北町が苓北町漁協と漁業補償の調印を行うなど、反対する住民たちの意見がきかれないまま建設設計画は進められていった。

しかし火電建設を行うためには建設予定地の公有水面埋め立て免許の認可と、かつその埋め立てに使われる大量の土砂が必要であったが、81年12月に採土予定地の地権者42名によって「一坪も売らん地権者の会」が結成され、九電は埋立用土砂の確保の見通しが立たなくなってしまった（苓北火電訴訟原告団1988:48-49）。82年に九電は熊本県に公有水面埋立免許を申請し、苓北の町議会もこれに同意した。熊本県は当初、建設省（当時）への埋め立て認可申請を採土地問題解決後にすると表明したが、83年に新しく熊本県知事となった細川護熙は一転して早期に認可申請、早期着工の方針を表明し、11月に建設省に公有水面埋め立て認可を申請した。84年2月に火電建設に伴う公有水面埋め立ての建設大臣認可がなされたため、町民の会は同月に埋め立て免許取消しを求める行政訴訟を起こすことを正式に決定し、5月に訴訟を起こした。このように77年に苓北町に火電建設設計画が浮上して以降、火電推進派と反対派の攻防は続き、当初の計画では82年に着工予定だったところ、九電は83年に大幅な着工遅れを表明せざるをえないほどであった。

火電建設をするにあたって海と、その海を埋め立てる土砂を確保するための山の所有権をめぐって九電は漁業権を持つ苓北町漁協と採土予定地の地権者の説得、切り崩しに力を注ぎ、漁協は先にみたとおり一度は拒否するも漁業権放棄を決議することになった。しかし採土地予定の地権者はこれを譲らず、採土地の見通しが立たないまま九電と熊本県は計画を進め、84年には発電所用の護岸工事が始まったのである。次節では、その年の7月に苓北町で開催された第一回天草環境会議の始まりとその趣旨およびそこに集った人々を確認し、ついで同時期に起こされた公有水面埋め立て免許取消請求訴訟の反対派の論理を検証したい。

2 天草環境会議と公有水面埋立免許取消請求訴訟

(1) 第一回天草環境会議と天草環境会議宣言

第一回目の天草環境会議は1984年7月に苓北町で開催されて以降、回を重ね2023年に第40回目を迎えた。この天草環境会議は、83年に水俣で第4回日本環境会議が開催された際に「九州における住民参加と民主主義に基づいた地域開発を」というアピールが採択されたことに端を発している。アピールは当時の九州においてエネルギー基地化が進み、住民不在のまま開発という名の下で環境と住民の生活が破壊されようとしている状況を憂えて、九州における「開発問題に関する住民と研究者の学際的会議の開

催を訴えた」ものであった（庄司 1984:5）。これを受け開催されたのが天草環境会議である。決して交通の便がいいとはいえない苓北に2日間でのべ1,600人の参加（中島 1984:249）をみたことは、当時の関心の高さをうかがわせるものである。開催場所として苓北町が選ばれたのはこの当時、現在進行形で石炭火力発電所建設問題を抱えていたからである。実行委員会の代表は原田正純が務めた。原田は環境会議を反対派だけでなく火電建設に賛成している人々にも開き、ともに学びを深める場として構想していた。

反対運動の決起大会ではなく、専門的、学際的会議であり、同時に開かれた会議を目指している。私達は、火電に反対の人達も、また、賛成の人達にも参加してもらいたいと願っている。この会議の代表である私自身も、最も石炭火電にまつわる諸問題を学びたいと思っている。火電によって何がもたらされ、そして、何を失うかを理論的にも実際的にも各地の経験などを混じえて冷静に学びたい。（「反苓北火電通信」第17号 1984.5:2）

第一回目の天草環境会議は報告集としてまとめられ、『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題』として出版された。前年に水俣で第4回日本環境会議が開催されたように、当時は水俣病をはじめとした公害問題にはじまり、既述したように地域開発として石油やLPG備蓄のための大規模なエネルギー基地建設、火力発電所や原子力発電所建設をめぐる自然環境破壊が関心を集めていた時期でもあった。目次には、大学に籍を置く研究者や公害研究所（現東京都環境化学研究所）次長や、全国じん肺患者同盟メンバー、苓北と同じく火電建設が持ち上がり反対運動を起こしていた日本各地の住民たちという背景も所属も多様な報告者が並んでいる。各テーマは現在からみても網羅的かつ示唆に富むものである（次頁図）。

ハンストで亡くなった松本は町民の会の会長になる前に広島県竹原市の石炭火電の視察を行い、石炭火電が農業、漁業、人体に及ぼす影響を学んで苓北火電建設を阻止する決意を固めた（立石 1984:215）というエピソードからもわかるように、日本各地で大型電源開発やエネルギー基地建設が同時多発的に行われているなか、反公害／環境運動はそれぞれに連絡会を持ち、通信を発行するなどして運動の進捗状況を共有し、やり方を学び、鼓舞しあっていた。天草環境会議もまた同じように運動の対抗論理や対抗手段を学び、情報交換をし、同時に、住民と研究者や運動関係者を結びつける結節点としての役割を果たしていた。その環境会議で採択された「天草環境宣言」では次の三

序文 住民のための地域開発を.....	原田 正純
天草環境会議宣言・考北火電に関する特別アピール	庄司 光
開会の挨拶	
基調講演	
九州における海と島開発	
【テーマ別報告】	
一 石炭火力の大気汚染問題	塙谷 恒雄
二 石炭火力の農業への影響	宇田 宗昭
三 石炭火力の漁業への影響	水口 隆
四 石炭火力の重金属への影響	鈴木 勝
五 石炭火力の重金属工場としての石炭火力	元吉 明夫
追加発言 1 石炭に含まれるヒ素について	原田 正純
五 住民の健康問題	
(1) 苫北町におけるじん肺患者の現況	高戸 勇
(2) 炭鉱の歴史とじん肺患者の現況	坂岡 哲
六 電源開発と電力需給問題	斎藤 哲
七 石炭火力発電所の経済効率	森井 進
八 開発と環境権訴訟	淡路 刚久
特別講演	
地域開発と住民自治	宮本 敏一
【県地報告】いま、石炭火力立地点では	175 157
1 火電建設計画と住民運動	144 133 119 112
2 ハンストで亡くなった松本さんのこと	110 104 83 74 58 39
3 芽南三火電阻止の闘い	
4 阿南市における反公害運動	
5 三隅巨大石炭火力計画と住民運動	
6 松浦火力と住民運動	
7 陸前高田報告	
8 火電問題資料	
あとがき.....	
247	238 232 225 221 217 213 200
249	238 232 225 221 217 213 200
中島真一郎	
河野 通義	
快勝一誠	
三浦 操	
儀宝 浩	
福井 善之	
立石 正伸	
寺崎 幸男	
249	238 232 225 221 217 213 200

図 『恐るべきエネルギー公害』目次

点が確認された。少々長いが、宣言を引用したい。

一、石炭の大規模な燃焼は、微量重金属や、発ガン性物質などのばいじん、および窒素酸化物やいおう酸化物を放出し、人の健康や動植物、農作物に悪影響を与える。また、石炭火力発電所は大量の石炭灰を排出し、埋立て処分に供されて美しい海岸を破壊し、有害物質の流出により温排水とともに漁業に悪影響をおよぼす。このような深刻な影響が予測されるにもかかわらず、現行の石炭公害対策は著しく不充分である。この状態で各地の建設がすすめられるならば、それはわが国土の不可逆的な破壊につながるであろう。

二、石炭を燃焼し、電力を他地域に送電する発電所は、地元産業の利益になることは少なく、雇用や所得増大の効果にとほしい。補助金が地元に交付されても、それは地元の自立的経済を破壊して、他者依存型の浮草経済にさせ、人の融和を破壊し、地方政治の自治、自立性をそこなわせる。事実これまで、発電所など大規模な事業を外部から誘致して地域の発展をはかるとした計画は、ことごとく失敗している。いま、低成長と財政危機という客観的な情勢を考えるとき、われわれに

求められているのは、地域の特性を活かした内発的自立型経済の発展以外にないことを確認した。

三、九州や瀬戸内の石炭火力発電所の立地周辺には、健康的に危険度の高い老人、乳幼児、妊産婦、アレルギー素因者などに加え、原爆や毒ガスの被曝者、じん肺患者がいる。各地の発電所計画は、これらの人たちの健康を考慮することなく進められており、行政も適格な対応に欠けている。(天草環境会議実行委員会 1984:8-9)

すなわちこの宣言では、石炭火力発電所による汚染被害と漁業への悪影響、地域の内発的自立型経済の破壊、そして健康的弱者への配慮が確認されている。そしてここで注目すべきは、今日でいうところの持続可能性（サステナビリティ）という考え方が三つの宣言に内包されていることである。火電の建設とその稼働によって、自然環境、地域の自立型経済、健康的弱者それぞれの持続可能性が断たれてしまうことが危惧されているのである。

しかしすでに見たように行政と電力会社は、脱石油の要請と安定的な電力供給の確立を目標に、住民の意見、住民への健康的配慮、自然環境の保全を棚上げして強行に火電の建設を進めていったのである。その議論の噛み合わなさは次項で見る海の埋め立てをめぐって争われた行政訴訟にも顕著に表れていた。

(2) 公有水面埋立免許取消請求訴訟

環境会議と同じ年にはじまった公有水面埋立免許取消請求訴訟は、じん肺患者の高戸勇ほか75名が原告団となり、熊本県知事を被告として公有水面埋立免許の取消を求めた行政訴訟である。訴訟の結論を先取りてしまえば、84年5月に提訴し、9月の第一回口頭弁論から始まった審理は87年6月に相良裁判長⁽⁶⁾から足立裁判長に交代したとたん「証拠調べ打ち切り・終結の発言をうけ」て結審する(苓北火電訴訟原告団 1988:1-2)。相良裁判長のもとで積み上げてきた訴訟は裁判長が変わったとたん突如打ち切りとなってしまったのである。

足立裁判長による終結宣言を受けて、原告団と弁護団は「これまでの審理経過をふり返るとともに本日までの原告らの主張を一応整理することとする」(苓北火電訴訟原告団 1988:2)として第一三回口頭弁論のために第五準備書面を用意した。書面には原告団が何を求めてきたのかが書かれていた。「すなわち、天草の海岸をコンクリートで埋め固めて漁民の生きる権利を奪うとともに、建設される火力発電所が住民の農業や生活に

如何に深刻な被害をもたらすものであるのかという不安と疑問そして確信に対してこれを真正面からうけとめた審理をこそ是非進めていっていただくよう再び強く求めるため」(芩北火電訴訟原告団 1988:2) である。

要望からもわかるとおり、この訴訟は海の埋め立て免許の取り消しを求めた裁判という性格上、埋め立て工事による環境侵害と漁業生活者への悪影響という被害、そして埋め立て後に建設される火電を要因とする様々な公害被害を原告側は訴えることになる。つまり、未来に予測される被害を根拠として原告団は埋め立ての差し止めを訴え、被告側である熊本県知事と補助参加人の九電はその被害を防ぎうる、あるいは影響はないといった答弁の形を必然的にとることになるのである⁽⁷⁾。

ここでは内容に深入りすることが目的ではないため訴訟で実際に訴えられた被害概要を並べるだけに留めるが、たとえば、第五準備書面の「第三節 芩北火電による環境破壊と原告らの被害」で取り上げられたトピックは 10 項目にものぼる。列挙すれば、1) 石炭火電の環境問題、2) 環境庁の提言、3) 環境庁の提言の問題、4) 石炭火電の大気汚染、5) 温廃水による影響、6) 酸性雨、7) 竹原火電における環境破壊の実態、8) 芩北火電とじん肺患者問題、9) 芩北火電と農漁業問題、10) 護岸工事以降に現われた環境破壊の実情(芩北火電訴訟原告団 1988:目次)となる。各項目では他地域の事例や科学的なデータを積み重ねて現在すでに起きている被害状況と今後予測される被害が示されている⁽⁸⁾。

さらに続く「第四節 環境アセスメント等の問題点と被告らの主張の誤り」では、熊本県知事と九電側は「環境アセスメントを支柱にしつつ、芩北火電により住民の健康や生業等に対する「被害はない」「影響はない」ないし「影響ごくわずか」等と主張してきた」(芩北火電訴訟原告団 1988:187) が、原告側は 1) 環境基準、2) 環境アセスメント、3) 公害防止装置、4) 拡散式の観点から被告の矛盾と誤りを指摘し、「芩北火電計画により住民の健康と生活に甚大な被害を惹起する蓋然性がきわめて高く、本件公有水面埋立免許が明白に公有水面埋立法に規定された環境配慮条項に反するものであることを論述」(芩北火電訴訟原告団 1988:188) している。

すでに見てきたように、経済的リスクを分散させるために火電建設を進めようとする政策に電力会社と地方行政は足並みを揃えており、さらにそれに追従した司法の壁を、建設に反対する住民や弁護士、大学研究者たちの知の結集は超えることができなかった。あくまで経済優先の政策と方針による論理展開は、住民の生活基盤や生存さえも脅かしている実態とかけ離れており、原告の訴えと切り結ぶこともなく平行線を辿っていることがよくわかる裁判資料と経緯である。

だがここで注目すべき点は、この訴訟が予測される未来の被害を訴えた原告に対して、被害は防ぎうる、ないし影響はないとする答弁の形式上、天草環境会議宣言が内包していた持続可能性については取り沙汰されなかったことである。言い換えれば、原告、被告とも、「現在」を所与のものとし、「現在」ある自然環境や生活が苓北火電によって将来的に侵害されるか否か、あるいは公害になりうるか否かを議論しており、その「現在」を維持し、持続可能なものにしている諸活動については視野の外においている点で共通していたともいえる。本稿ではその諸活動を再生産労働として捉え直したい。もちろん当時において、そもそも再生産労働をとらえる認識枠組み自体が希薄であり、かつ訴訟という形式の限界があったことは事実である。だが、次節でみるように再生産労働は常に書きこまれていたのである。

3 潜水漁業者と環境会議を支える女たちの再生産労働

(1) 潜水漁業者の再生産労働

まず取り上げるのは、苓北町の漁師である田嶋正が海の中で行っていた再生産労働である。田嶋は素潜りの潜水漁業を生業の中心としていた漁師である。その田嶋が 85 年から 86 年にかけて「嘆きの海——苓北の海は今」というタイトルで潜水漁業からみた海の状況を苓北火電阻止連絡会議（1982 年結成）が発行していた「反苓北火電通信」に連載していた。まずはその一端を紹介したい。

私は学者のように細かい数字や過去の統計などで表すことは何等できないが、潜水漁業にたずさわり、毎日毎日海底を見てきた私には、その変わり様が悲しいほど分かる。でも、それを文字で表わし、綴るということが、私には苦痛に思える。（中略）苓北火電のための護岸工事は毎日毎日続く。その為の濁りが、海底では濃い霧がかかったようになり、ヘドロとなって美しかった海底を徐々に徐々に覆ってゆく。潜水漁業に濁りは一番害になる。海底の地形がある程度海面近くから見えないと、とんでもない息の無駄使いになってしまう。自分の息だけが頼りの秒単位の仕事である。
（「反苓北火電通信」21 号 1985.1:14-15）

毎日潜っていた海が護岸工事のために濁っていき海底がヘドロで覆われていくことが書かれている。その濁りは潜水漁業をしている田嶋にとって息の無駄遣いにもつながり、当然日々の漁獲量にも自身の身体にも影響する。しかし田嶋の目線はそれだけに留まらない。

あわびはヘドロを嫌い、石の下に入って見えにくい。今まで、黒貝（あわび）は日陰を好み、石の下や岩場の見えにくい所にいるが、雌貝（平貝あわび）は転石の脇の所とか上、岩場でも割りと見えやすい所にいるのが普通であった。（中略）転石の上や海草に降り積もったヘドロをかわすような格好で石の下にへばり付いたあわびを見ると嘆かわしい。（中略）九電いわく、最新の技術を使い、工事を始めるに当たっては、絶対に濁ることは無い。すべて工事中影響範囲内で収まる、という触れ込みであった。が、何のことではない、すべてが嘘、偽りである。（「反対北火電通信」21号 1985.1:15）

ヘドロを嫌うあわびが通常とは異なる場所にいるため探すのに手間もかかって煩わしいと思うのではなく、「嘆かわしい」と綴る表現からはあわびを漁獲の対象とのみみなしているのではない田嶋のまなざしが伝わってくる。九電は「絶対に濁ることは無い」と断言していたが、濁りを発生させずに工事を進めることができるはずもなく、建前でしかなかったことへの憤りも書かれている。しかし、この憤りもまた濁りによって漁業の負担が増えることだけでなく、海に生息する生物の憤りも含んでいるかのようである。

田嶋は陸と同じように海底でも陸とはまた異なる四季があると綴る。海の四季を彩るのは海草であり、その海草は海の生物にとって欠かせない存在であった。

冷たい海底で、美しい真紅の姿を潮に揺られ、誇らしげに咲いているのがトサカノリである。（中略）トサカノリは、美しい海を守る為にもぜひ養殖を研究する必要のある海草だと思う。なぜなら、この海草は、潮の流れの早い、白砂と磨きをかけた様な比較的小さな転石、そして岩場が入り込んだ所に生える。あくまでも美しい海底を好む海草である。私達潜水漁業者も、漁協を始め各方面からの指導協力で、岩場と岩場の間の白砂に自然石（小転石）を投石し、増殖を進めている。海草の繁殖には光条件（透明度）が絶対力を持つ。水深の浅い海底は海草の生産性が高く、深い所ほど生産性は低い。光の波長を表わすかの様に、浅い所から緑（アオサ等）、茶色（ヒジキ、ワカメ等）、赤（トサカノリ等）と、大体色分けできる。そして、光の届かない海底は無色である。今、漁業は採る漁業から作り育てる栽培漁業へと大きく変わろうとしているが、絶対に必要条件は美しい海である。（「反対北火電通信」22号 1985.3:13）

真紅のトサカノリが「誇らしげに」咲き、潮に揺れていると描写される。美しい海底を好むトサカノリの増殖を進めるために生息場所を観察し、その条件を再現するために投石などの工夫をしている。これは漁業そのものがただ採るだけの漁業から作り育てる栽培漁業へと変化している中での実践である。そして栽培漁業には海草の繁殖が重要であり、それには海の透明度が絶対条件とある。こうした海草の繁殖はウニ漁の成果にも繋がってくる。雑食のウニは海草を食べて身入りがよくなるからである。

ムラサキウニは苓北の海では水深一 M 位～二〇 M 位の海底の転石や岩場で、比較的どこにでも生息しているが、食用にする部分の卵巣の発育が生息場所によって大きく異なる。私達はそれをより確実にみきわめないと仕事にならない。今までの経験では、ウニは海草の生い繁った比較的水深の浅い転石・岩場に、砂浜が入り混じった様な海底が、色（黄色）身入り共に良い。水深が深くなるにつれて色がやや黒ずんで来るが、味の方は変わらない。ウニは非常に雑食で、陸上の草等も食する。これから水温が上がり、春の海草が弱り海底に沈みかかると、ますますウニの食欲も増し、色・身入り共に最高になる。私達、潜水組合ではウニの生態をうまく利用して共同作業により、身の入らない場所（海草が無く、ムラサキウニの異常発生）のウニを採取し、船につみ込んで、海草の繁った身入りの良い場所にうつす作業も毎年行っている。このウニの移植作業は今私達が行っている事業の中で一番成功をおさめた。毎年、ウニ漁の終る頃、移植をして、九月頃までの間に何回かくり返しあくる年の解禁にはみごとな色・身入りになり、水揚げも確実に約束できる様になった。それと同時に海草の生えなかった所がウニを移動した事によって、りっぱな海草が生え、そこも次の年からそこの海草を食べてウニの身入りは良くなり、そのまま漁場として役立つ様になる。（「反苓北火電通信」23 号 1985.5:11）

海草の繁殖と季節による水温の変化がいかにウニ漁と密接に結びついているかが描写される。ここでも潜水組合が共同作業で栽培漁業を実践している。身入りの悪いウニを海草が繁った場所に移植作業をすることでウニの身入りはよくなり、同時に海草を食べ尽くしていたウニが移されたため、そこに再び海草が生えはじめ、翌年はその場所が漁場となるといった循環が潜水漁業者の介入によってなされている。これは漁獲をいかに上げるかといった目標のためではなく、海といかに共存しながら生活経済を維持していくかといった問題と直結している。そしてそれは田嶋にとって一代限りの話ではなかつた。

漁師として、海に生活の糧を求めるのは当然の権利だが、漁業権を得て、国民みんなの海を、優先的に使わせてもらっている以上、どんなに沢山の水産動植物をとって良いか、自分一代でなく、いつ誰が漁師になんでも充分飯が喰える様、豊かな海を残す義務。そして永年に亘って、みんなが安心して食する事の出来る水産動植物を供給できる様、常に心がける事。義務を全うするには、現在の日本ではほぼ不可能に等しい。入浜権を、国民の多くが、正しい主張をし、漁師と共に美しい豊かな海を永遠に残すようにしなければならない、海は一日一日、過去のものとなってしまう。（「反菅北火電通信」24号 1985.6:9）

田嶋が綴る海の世界やそこで彼が行っていることは潜水漁業者として生活の糧を求める労働のみではなく、海という環境と次世代漁師を再生産する再生産労働である。単に採取するのではなく、いつ誰が漁師になんでも経済的に成り立つようにする義務があるという彼の思想もまた、その再生産労働を裏打ちしている。そのためには美しい豊かな海を残すことが必要であり、田嶋が菅北火電建設に反対したのは必然であった。その思いは毎日海に潜り、海とそこに生息する生態系の変化をつぶさに見て感じているからこそ確信であったことは想像に難くない。

しかし、この田嶋が行っていた諸活動を再生産労働として把握する概念や認識はこの時点では存在していなかった。ことばがなければ認識枠組みからこぼれ落ちてしまうため、天草環境会議の宣言や報告集、そして裁判資料のなかでも再生産労働への言及に該当する記述は見当たらない。火電建設が自然環境の侵害や経済基盤の破壊をもたらすといった言葉で表され——事実そうなのだが、いま目の前にある自然を維持するために、あるいは再生産するために費やされる労働については範疇の外に置かれている。JAFFE の大会趣旨説明を再度振り返れば、これは資本主義経済システムのなかで生産労働をのみ労働とみなし、システムの外部に再生産労働や自然環境を位置づけてきたからもある。そしてそこには常に女性も位置づけられてきた。

(2) 環境会議を支える女たちの再生産労働

上述したように天草環境会議は 2023 年で 40 周年を迎えた。田嶋を含めた当時 30 代だった住民の多くは 70 代となり、ひとまず 40 年という節目で区切りをつけようと第 40 回目の天草環境会議は行われた。菅北火電は 95 年に 1 号機が、03 年に 2 号機が運転を開始したが、稼働後も環境会議が続き、地元以外からも人々が継続して参加して

きた理由として、会議後の交流会が挙げられるだろう。参加者の多くが環境会議の内容よりも交流会を印象深く記憶していると述べる。

天草環境会議は懐かしい顔との再会とともに、私を引きつけて離さないものがある。それは、さっきまでピンピン跳ねていたのではないかと思われる海の幸、新鮮な野の幸が山程に盛られた会場での交流会である。それぞれに家庭から自家産の野菜を持ち寄って調理されたであろう心づくしの手料理で始まる交流会は、環境会議の圧巻として特筆したい。ビール飲みながら、会いたい顔がテーブルに集まって一年ぶりの語らいがつづく。交流会なしに環境会議は意味をなさない程である。本心はこの交流会ではないのかと、我ながら赤面する程、楽しい時を過さしてもらえるのである。(田籠 1990:5)

交流会の海の幸、山の幸は地元の漁師や農家から提供され、それを料理するのが反対運動を担ってきた女たちである。みかん農家の松本香代子もそのひとりである。松本は86年から89年にかけて「野の花」と題して「反対北火電通信」にみかん農家として一年中切れ目なく続く作業と日々の徒然とを連載し、90年に『野の花』(非売品)として一冊にまとめている。刊行された『野の花』の序文で松本は次のように書いている。

我家は八十近いおばと父、半身不随の母と子供達の八人家族。仕事も家事も家計のやりくりもみんな頑張らなければならない三十六才の私が、眠い目をこすりながら書いてきました。時にはみかん山にペンと紙を持って行ったり、みかんを選果する傍のコンテナが机がわりだったり、それもこれも楽しい思い出になりました。(松本 1990:2)

この引用だけでも、松本が八人いる大所帯家族の家事、介護等の再生産労働やケア労働をしながら、みかん農家としても働いていたことがわかる。その切れ目のない労働の合間に綴られた文章にも田嶋と同じように、みかん農家を維持していくためになされる活動が自然環境をも維持する再生産労働として認識されないまま記述されている。

六月から八月のみかん山の仕事の代表は、何といっても摘果です。(中略) 摘果とは、傷のある実や、小玉、日陰にある果実をはずして、質の良いみかんを残す作業です。摘果というと消費者の皆さんの中には、「せっかく作ったみかんを何も小

さいうちに捨ててしまわなくとも」と思われる方もあるかと思います。むろん価格安定は、みかんの全体量を減らすという事で、第一の目的ではありますが、これを怠って成らすだけ成らすと翌年は全くの不作、裏年になりかねません。ぎりぎり一杯の量を確保しながら、樹勢も落とさず、来年も同じような収穫量をあげ、しかもきれいで大きく、陽の当る所になった、美味しい糖度の高いみかんを作る為、一年中で一番蒸し暑い時に摘果するのです。(「反荅北火電通信」36号 1987.7:10-11)

これはもちろん漁業、農業問わず毎年繰り返し生産物を収穫するための工夫の一環であり、かつ消費者にとって魅力的な生産物を作る(採る)戦略でもあるため、短期的には市場経済に対応した工夫でもある。しかし、長期的にみればその活動は環境を維持、再生産していく活動でもあった。それは漁師でも農家でも当たり前になされる営みであった。だがここで確認したいことは、環境会議後の交流会を支える女たちの再生産労働についてである。松本は反火電闘争十周年記念パーティ⁽⁹⁾の交流会について次のように女たちの会話を描写している。

十周年記念パーティ前夜、婦人部の数人の方達と明日の料理の打合わせに集まりました。ちょうどレタスの収穫が始まり、何人かに料理作りの手伝いをして下さるよう頼んだけれど、たぶん来てはもらえないだろうと言う人が多く「気持ちもわかるけんねー」「仕様んなかじゃろ」とタメ息つきながらの相談でした。

「十年も経てば誰でん気持ちも変る」

「そりや事情もあるど、バッてもちーっと協力してくれらしたらねー」

「いや気持ちはもっとらすとよ、一緒に頑張った仲やもね」……といろんな話が出ていました。(中略)

「自分が言い出した事じゃもね。後後までめんどうみんばどいなー」と一人の人、

「そがん! 誰かせんばつまらんとじゃもね。出来るだけん事はしちゃだな」

十年の運動の片方を支えて来たのは、この女達なのだと思います。(「反荅北火電通信」39号 1988.1:10)

この反火電闘争10周年記念パーティに限らず、毎年の環境会議後に開かれる交流会の準備をする女たちは、荅北のコミュニティセンターで環境会議が開催されているその裏でずっと料理を作っており、会議自体には参加できていないのである。会話からは交流会の前夜から打ち合わせと下準備をしていたことがわかる。レタスの収穫も始まり忙し

くて料理に参加する人が少ないのでないかと心配されていたが、当日には「結局二五、六人の人達が二百人分の料理を作った」（「反対北火電通信」39号 1988.1:10）と書かれている。

天草環境会議実行委員会代表の原田は「私達は、火電に反対の人達も、また、賛成の人達にも参加してもらいたいと願っている」と万人に開かれた会議を構想していた。もちろんその思いも言葉も疑いようがないが、しかし、交流会のために料理を作る女たちは環境会議にそもそも参加できないという事実とその状況を40年間続けてきてしまった、この構造をどのように考えればよいのだろうか。

むすびにかえて

原田は亡くなる年まで環境会議にかかわり続け、何人の研究者や関係者、学生に環境会議を紹介し、参加するように促してきた。環境会議がこれまで続いてきた背景には原田のそうした地道なネットワーク作りも大きかったであろうことは想像に難くない。原田に誘われた人たちが笑いながら、時に懐かしむように口にするのは、原田の誘い文句がいつも「天草に来れば新鮮でうまい魚が食べられますよ」だったことである。そして実際に環境会議後の交流会に参加して、その言葉が嘘ではなかったことにみな納得して帰るのである。しかしここで想起すべきは、新鮮な魚を食べるためにはその魚を捌いて調理をする存在が必要なことである。そして、その交流会を成立させるために調理や設営準備をする人たちは環境会議には参加できないという事実が、ここでは見過ごされているのである。

この批判は環境会議に参加してきた筆者にもあてはまる。他方で、環境会議に参加しに来た人々が会議に参加せずに地元の人たちと交流会の準備をする、ということはなかなかに難しいことでもある。つまりこれは、苓北の外から環境会議に参加する人々を地元の人々が「迎える」という形のなかで、構造的に規定されてしまっている問題でもある。そして、その構造を的確に指摘するための批判的視点や言葉を私たちはこれまで持ちえていなかつたのではないだろうか。だからこそ、次の松本の述懐を私たちは受け止め損なってしまうのである。

一つの会を開くまでには、「自然を護る会」や「町民の会」や地区労の方達もそれぞれ大変だろうとは思います。でも迎える方もすごく大変なんです。私も少しでも経費が浮くように、料理がスムーズに行くようにと、前の日、田嶋正さんから持ち込まれたトロ箱一杯の太刀魚を三枚におろし、フライにするためパン粉をつけて、す

ぐ油あげられるように用意をし、みかんをしづつてゼリーを作り、牛乳かんを作り、当日は婦人部の方達と一緒に頑張り、会がお開きになったら後片付け掃除、皿洗い etc……家に帰りついたのは夜中の十二時半でした。（「反対北火電通信」39号 1988.1:11）

上で語られる数々の作業が、松本自身も含めてこれまで労働とみなされてこなかったがために、「迎える方もすごく大変なんです」という表明は行き場を失ってしまう。『野の花』刊行を祝して「一角が破れるか……序にかえて」を寄せた福岡で百姓をする田籠幸男は先ほど紹介したように、「交流会なしに環境会議は意味をなさない程である」と述べた後に、次のように続ける。

反対北火電通信との出会いは八八年一月一日発行の二十九号からであったが、前年秋行われた反火電記念パーティでの裏方さんの準備から後片づけまでの苦労を「野の花」は伝えていた。足も体も棒のようになって、くたくたに疲れたと。集まる人が多ければ多い程、裏方さんは大変である。だがその目的で福岡県から出向いてくる者がいることを思って準備を願わずにはおれない。（田籠 1990:6）

環境会議がこれまで継続してきた大きな要因のひとつは、「来年もまた来よう」と参加者に思わせる交流会の準備をする地元の住民たちであり、参加者のニーズを満たす料理を作る女たちだが、環境会議の資料やプログラムにその女たちが記述されることはない。環境会議開催の裏で交流会の準備をしている人々が存在し、その人々は必然的に会議に参加することができないという状況はやはり再生産労働の軽視からくる不可視化であると言わざるをえない。そしてこの不可視化が田嶋や松本たちが従来行ってきた持続可能性を維持するための再生産労働ともいえる諸活動を捉え損なってきたことにつながるのではないだろうか。

ところで、2021年に経済産業省資源エネルギー庁が作成した「資料5 火力発電を取り巻く情勢について」では、2050年までのカーボンニュートラルにコミットしている国や、パリ協定の目標、国際的な動向などがまとめられている⁽¹⁰⁾。「カーボンニュートラル（CN）を巡る動向」では冒頭に、「世界で120以上の国家、グローバル企業などが続々とカーボンニュートラルを表明する中、企業・産業界・国のそれぞれのレベルで、脱炭素社会に向けた大競争時代に突入。気候変動対策と整合的なビジネス戦略・国家戦略が、国際競争力の前提条件になりつつある」とまとめられ、企業・産業界・国での各取り組み

をわかりやすく示している。加えて次頁には、当時の菅義偉首相が「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。(中略) 省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します」と述べたことが「10月26日総理所信表明演説(抜粋)」として明記されている。

蒂北火電への自然環境侵害や公害問題を地元住民たちが訴えていたときも経済的メリットを理由に強引に石炭火電建設を推し進めた行政と九電だったが、今再び同じロジックでグローバル資本主義下における国際競争力の名の下に「石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換」し、今後は「安全最優先で原子力政策を進める」という。当然その地域で生活する住民の声はおろかその自然環境に生息する生命体の存在が顧みられることはない。

「環境対策が長期的には経済的利益につながるという見方が徐々に支持されつつあり、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、カラフルなマークによって一定の大衆化に成功した」が、それは結局のところ「あくまで「環境経営」の制度化の一端であることに注意が必要である」(藤川・友澤編 2023:287)との警鐘は、反対運動側の論理の再検討をも促す。SDGsという目標が掲げられる以前から持続可能性を維持するために費やされてきた身近な諸活動を不可視化してしまえば、生産労働や経済的利益に価値をおく資本主義経済システムの論理に私たちも無自覚に取り込まれてしまうからである。

エコロジーは今や人間以上(more-than-human)の存在にも拡張されている⁽¹¹⁾。しかし、田嶋や松本らの自然との共生、試行錯誤、介入をみれば、非人間中心主義はすでに彼らの知や思想に内包されたものだったことが理解できる。自然環境含め、人間以上のものと相互依存的に共存していく方途は常に同じことをただ繰り返せばいいはずもなく、変化の激しい自然を相手に観察をし、そのニーズを満たす諸活動でもあった。そしてそれは一方的な関係ではなく、まさにその諸活動で自分たちも生存できる相互依存的な関係である。これはケアそのものともいえる。フェミニズム、あるいはフェミニスト経済学はこうした「取るに足りない」と見過ごされてきた行為をケアや再生産労働として分節化し、可視化する知見を与えてくれるものといえる。

【脚注】

- (1) 本稿は日本フェミニスト経済学会 2024 年大会（2024 年 8 月 3 日専修大学）の共通論題「フェミニスト経済学とエコロジー——人間と環境のウェルビーイングを模索する」で行った報告「反公害／環境運動で見落とされてきたケア労働——蒂北石炭火力発電所建設反対運動を事例として」を論文化したものである。論文化にあたってタイトルを内容に合わせて変更した。
- (2) 日本フェミニスト経済学会ホームページ「大会プログラム」<https://jaffe.fem.jp/pro> (2025 年 2 月 10 日閲覧)。
- (3) 水産庁ホームページ https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html (2025 年 2 月 10 日閲覧)。
- (4) 1982 年 1 月に故松本豊秋の頌徳碑建立式が行われた。頌徳碑は九電が蒂北火電建設の埋め立てのために採土予定地としていた山の一画に建立された。84 年から毎年 3 月にこの場所で頌徳祭が開かれ、現在までも続いている。
- (5) 電源開発調整審議会とは、1952 年に制定された電源開発促進法に基づき、電源開発基本計画等の電源開発に伴う諸事項を調査審議するための機関として総理府（当時）に設置され、経済企画庁（当時）が主務省庁となり、電源立地点の選定手続きの推進を担ってきた。https://atomica.jaea.go.jp/data/detail/dat_detail_01-09-05-09.html (2025 年 2 月 10 日閲覧)。
- (6) 相良裁判長とは 80 年に熊本地裁で起こされた水俣病第三次訴訟を担当した裁判長である。水俣病第三次訴訟は行政から水俣病ではないとされた未認定患者が起こしたもので、水俣病史上初めて国と熊本県の責任を追求した裁判でもあったが、相良裁判長は原告全員を水俣病と認定する判決を出し、これまた水俣史上初めてとなる行政責任をめぐる判決が言い渡された裁判で今日でも画期的といわれている。しかし、この水俣病認定の判決が出た 87 年 3 月直後に相良裁判長は岡山に転出してしまい、公有水面埋立免許取消訴訟の担当は足立裁判長へ交代することになった。
- (7) そもそも「公害の歴史は、公害が被害から始まることを教える。因果関係からいえば環境侵害の発生が先だが、被害が顕在化しなければ、環境侵害は加害行為とみなされないのである」とチツソ水俣工場の事例とともに示されているように、環境侵害による加害は被害が顕在化しないかぎり不間に付されてしまうのである。だからこそ裁判では、将来的な被害を予測し、その被害を予防することが目指されるべきことであった。（藤川・友澤編 2023:18）
- (8) 2) と 3) はタイトルからは内容が判断しづらいが、2) では環境庁でも「石炭利用拡大に伴う環境問題を重視し警告と公害防止の提言を述べている」（蒂北火電訴訟原告団 1988:110）ことを紹介し、3) でその提言でも「石油と同程度まで排出量を減らせばよいというもの」（蒂北火電訴訟原告団 1988:110）であり、長期的なリスクについては等閑視していると指摘した内容となっている。
- (9) このパーティは蒂北火電建設計画の公表（1977 年 9 月）から十周年にあたること、かつ 1984 年 4 月に採土予定地内に建設された団結小屋（総工費 250 万円）の借入金返済のための資金集めを目的に開かれた。（「反蒂北火電通信」39 号 1988.1:2）
- (10) 経済産業省資源エネルギー庁作成「資料 5 火力発電を取り巻く情勢について 2021 年 4 月 9 日」chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sekitan_karyoku_wg/pdf/008_05_00.pdf (2025 年 3 月 12 日閲覧)。
- (11) 大会共通論題の趣旨説明の「「人間以上の」more-than-human 相互依存的な関係にねぎしたエコシステムを考える上で、フェミニズムがどのような視座を切り開けるのかについては、ほとんど議論を進めていない」を念頭においている。主旨説明文については注（2）と同じ。

【参考文献】

- 天草環境会議実行委員会編 (1984) 『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版.
- 坂岡庸子 (1984) 「住民の健康問題 (2) 炭鉱の歴史とじん肺患者の現況」天草環境会議実行委員会編『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版、119-132.
- 高戸勇 (1984) 「住民の健康問題 (1) 苓北町におけるじん肺患者の問題」天草環境会議実行委員会編『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版、112-118.
- 田籠幸男 (1990) 「一角が破れるか……序にかえて」『野の花——苓北からの便り』苓北火電阻止連絡会議.
- 立石正伸 (1984) 「2 ハンストで亡くなった松本さんのこと」天草環境会議実行委員会編『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版、213-216.
- 寺崎幸男 (1984) 「1 火電建設計画と住民運動」天草環境会議実行委員会編『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版、200-212.
- Tronto, Joan C. (2015) *Who Cares?: How to Reshape a Democratic Politics*, Cornell University Press (= 2020、岡野八代訳『ケアするのは誰か? —新しい民主主義のかたちへ』現代書館).
- 中島真一郎 (1984) 「あとがき」天草環境会議実行委員会編『恐るべきエネルギー公害——石炭火電の環境問題 天草環境会議報告集』東研出版、249-254.
- 藤川賢・友澤悠季編 (2023) 『シリーズ 環境社会学講座 1 なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社.
- 松本香代子 (1990) 『野の花——苓北からの便り』苓北火電阻止連絡会議.
- 苓北火電訴訟原告団 (1988) 『つぶせ苓北火電——反火電の論理 (苓北火電・公有水面埋立免許処分取消請求訴訟最終準備書面)』苓北火電訴訟原告団.
- 苓北火電阻止連絡会議「反苓北火電阻止通信」苓北火電阻止連絡会議 No.1-No.49 (1982.3.8-1989.12.10).